

平成 27 年 5 月 29 日

社会保障審議会障害者部会
部会長 駒村 康平 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会（セルフ協）
会長 阿由葉 寛

障害福祉サービスの在り方等について 論点整理（案）に対する意見

＜障害福祉サービスの在り方等（特に障害者の就労支援）に対する基本的姿勢＞

- ニーズや状態に応えられる多様な就労の場を設けるためにも、
 - ・ 一般就労は促進しつつも必要な福祉的就労の場は確保すること
 - ・ 福祉的就労で働く障害者の労働者としての権利向上をはかる制度を導入しつつも、働く場が失われない現実的な対応をすすめること
- 福祉的就労の底上げを図るためにも、高工賃・賃金をめざす事業所を支えるための制度を拡充すること
- 本人が希望する働く場の選択を保障すること
- 地域における自立生活を可能とする所得保障を実現すること

＜各論点に対する意見＞

① 障害者の就労に関する制度的枠組（Ⅲ．障害者の就労支援）

- ・ 工賃＋障害年金＋その他手当の組み合わせで、地域での自立生活を実現できる所得を保障する。その他手当の1つとして（工賃に係ることは後述（②にて））、グループホーム利用の際の家賃助成は、全国一律の金額ではなく都市部での拡充を図り、福祉ホームで生活する障害者にも対象を拡大する。

② 就労継続支援、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方（Ⅲ．障害者の就労支援）

- ・ 高工賃・賃金を目指す就労継続支援事業所を支える「共同受注窓口組織」の設置とその運営費の確保のための措置を講ずる。
 - ※ 地域生活支援事業の必須事業に位置付け、障害福祉サービス等給付費の活用（事業所の仕事の確保に貢献した窓口組織に給付費が支払われる仕組み）、障害福祉計画の指標への盛り込み
- ・ 高工賃を実現している就労継続支援B型事業所を適切に評価するために、目標工賃達成加算の算定要件は最低賃金の何割をクリアしているかのみでの判断とする。
- ・ 多くの就労継続支援事業所で営業活動に専念できる職員を配置できるようにするために、職員配置基準を見直す（目標工賃達成指導員の配置義務化と指導員を雇用できる水準の報酬の設定）

- ・働くことを希望する重度の障害者に働く場を提供する就労継続支援事業所を適切に評価するために、重度者支援体制加算の算定にあたっては支援の必要度を指標とする。(障害支援区分の認定を受けている方、重度区分の障害者手帳を取得している方を加える)

③ **就労定着に向けた支援体制** (Ⅲ. 障害者の就労支援)

- ・就職実績が高い結果として定員充足が困難になっている事業所については、報酬の定員払い化や就職後の一定期間の給付を行う仕組みとする。

④ **労働施策等の福祉施策以外との連携** (Ⅲ. 障害者の就労支援)

- ・労働行政の既存の給付金(特定求職者雇用開発助成金など)について、支給方法や対象を見直し、所得保障に活用できるようにする。

⑤ **支給決定プロセスの在り方** (Ⅳ. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方)

- ・利用希望者の負担を軽減するためにも、平成27年度からサービス等利用計画作成が全件へ対象拡大となったことを踏まえ、相談支援専門員が利用者の意向を踏まえて作成するサービス等利用計画で(さらに就労移行支援事業所でのアセスメントを課すことなく)支給決定できる仕組みとする。

⑥ **障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則** (Ⅷ. 高齢の障害者に対する支援の在り方)

- ・障害福祉サービス利用が望ましい利用者に対して介護保険サービス利用を優先する判断をする自治体があり、各自治体において利用者の状態や意向に応じた選択を可能にする仕組みとする。

※ 就労継続支援A型事業の65歳以上の更新については、高齢者の生きがい作り、年金+ α の所得保障の確保といった障害福祉に限定しない課題であることを踏まえる。

⑦ **既存の障害福祉サービス等について制度・運用面の見直しが必要な事項についてどう考えるか** (Ⅹ. その他の障害福祉サービスの在り方)

- ・事業所運営に係る経費の固定費部分は月単位支給とする2階建て方式とする。利用者負担の増につながるため、所得保障の在り方も含めて検討する。
- ・加算事務量の増加および複雑化により各事業所が苦慮していることから、事務職員を配置できる仕組みを導入する。
- ・就労継続支援A型事業所については、そこで働いている方を労働者として尊重するためにも、福祉工場の時と同様に雇用契約の締結をもって利用契約とみなす。

⑧ **障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか** (Ⅹ. その他の障害福祉サービスの在り方)

- ・障害者は職業リハビリテーションを無料で受ける資格があるとされているILO国際基準に基づき、一般所得区分を含む「働く場」における利用者負担は解消する。